

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
 に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
 (実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料等の改定)

意見	再意見	考え方
意見1 事前に接続料が確定する方式の導入を平成20年4月1日から実施することについて、事業の予見可能性の観点から賛同。	再意見1	考え方1
○ 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入について、接続料規則に則り、平成20年4月1日から実際されることについては、事業の予見可能性の観点から賛同いたします。 (アッカ・ネットワークス)	-	-
意見2 ドライカップ回線や公衆電話機能の接続料原価について需要が減少傾向にあり、設備や費用の規模が需要の減少に見合わない過大なものになっていないかをチェックする必要があるにもかかわらず、接続料原価の多くを占める「指定設備管理運営費」の詳細が明らかでないため、接続料の妥当性を検証することが事実上不可能。	再意見2	考え方2
○ NTT東・西が提供する加入電話の基本料や第一種公衆電話は、ユニバーサルサービス制度により補填を受けています。本年4月から、今後のユニバーサルサービス制度の在り方について検討が開始される予定であることにも鑑みれば、ドライカップ回線や公衆電話機能の接続料原価についても、その適正性をより厳密に検証する必要があります。 特に、これらのサービスについては、需要が減少傾向にあることから、設備や費用の規模が需要の減少に見合わない過大なものになっていないかをチェックする必要がありますが、今回の申請において開示	○ ドライカップ接続料及び公衆電話接続料のコストは接続会計で把握しておりますが、接続会計で把握しているコストの内訳は、設備区分別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に詳細に記載し公表しており、十分検証可能であると考えております。 なお、ドライカップ接続料は、コスト削減(▲3%)を行っているものの、これを上回る回線数の減少(▲4%)があったことにより上昇しており、公衆電話接続料は、コスト削減(▲16%)を行っているものの、これを上回るトラフィックの減少(▲23%)があ	○ ドライカップ回線に係る接続料及び公衆電話機能に係る接続料については、上昇傾向にあるが、NTT東西の再意見にあるとおり、指定設備管理運営費を含む両接続料原価については、効率化等により接続料原価は毎年度低廉化傾向にある一方で、稼働回線数や通話時間などのトラフィックの減少が両機能の単金の上昇要因となっているものである。 また、両機能に係る接続料原価については、平成18年度接続会計により整理された第一種指定電気通信設備管理部門(以下「管理部門」と

<p>された算定根拠資料においても、接続料原価の多くを占めている「指定設備管理運営費」について、その詳細が明らかになっていないため、NTT東・西殿以外の他社が接続料の妥当性を検証することは事実上不可能な状況にあります。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>ったことにより上昇しております。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ ドライカッパ接続料及び公衆電話接続料のコストは接続会計で把握しておりますが、接続会計で把握しているコストの内訳は、設備区分別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に詳細に記載し公表しており、十分検証可能であると考えております。</p> <p>なお、ドライカッパ接続料は、コスト削減(▲2%)を行っているものの、これを上回る回線数の減少(▲5%)があったことにより上昇しており、公衆電話接続料は、コスト削減(▲12%)を行っているものの、これを上回るトラヒックの減少(▲19%)があったことにより上昇しております。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>いう。)の資産及び費用に基づき算定され、かつ、その詳細については網使用料算定根拠及びNTT東西による事業者説明会において明らかにされていることから、接続料の妥当性について外部からの検証は可能と考えられる。</p> <p>なお、ユニバーサルサービス制度の補てん対象である第一種公衆電話については、平成18年11月21日付け情報通信審議会答申(情審通第100号)を踏まえ、平成19年8月31日付けでNTT東西から報告のあった「平成18年度に実施した経営効率化等の報告について」において、管理部門についても効率化の実施が示されており、この効率化は公衆電話機能の接続料原価に反映されている。</p>
<p>意見3 今回の接続料改定において、広い範囲で値上げ傾向となっており、その傾向について外部からの十分な検証が不可能な状況にあることから、接続料原価の詳細やNTT東西間の格差の要因などについて外部からの十分な検証を可能とし、コスト削減やNTT東西間でのヤードスティック競争を促進させることが必要。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 今回の申請では、昨年度に続き、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能などの接続料において、広い範囲で値上げの申請が行われております。こうした傾向が外部からの十分な検証が不可能な状況において継続されることは認められません。このため接続料原価の詳細やNTT東西間の格差の要因などについて外部からの十分な検証を可能とし、NTT東西におけるコスト削減やNTT東西間でのヤードスティック競争をさらに促進させることが必要であると考えま</p>	<p>○ 加入電話の基本料はユニバーサルサービスの補填を受けていることから、ドライカッパ回線の接続料の動向は、ユニバーサルサービス制度の在り方に大きな影響を及ぼします。また、ドライカッパの接続料の動向は、光ファイバへのマイグレーションにも関係するものと考えられます。</p> <p>そのため、ドライカッパ回線についてはNTT東・西以外の他社がコストの適正性を検証し、来年度以降の接続料水準のトレンドを把握することが可</p>	<p>○ 考え方8に示したとおり、平成19年度及び平成20年度接続料原価の算定の基礎である平成18年度接続会計によれば、NTT東西ともに施設保全業務等に係る費用を大幅に削減しており、こうした施設保全費等の削減効果を接続料に適切に反映した結果、今回の接続料の改定では軒並み引き下げとなっている。</p> <p>また、接続料原価の情報については、網使用料算定根拠及びNTT東西による事業者説明会に</p>

<p>す。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>能となるよう、より詳細な情報が開示される必要があります。その際には、ドライカッパ回線の需要が減少傾向にあることから、設備や費用の規模が、需要の減少に見合わない過大なものになっていないかをチェックすることが重要であり、費用の増減が配賦率の変更によるものである場合は、具体的な配賦基準や数値及び目的についても明らかにしていただきたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 今回申請した接続料については、接続料規則に従い前年度のコスト及び需要に基づき適正に算定しております。</p> <p>また、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能等に係る接続料原価は接続会計で把握しておりますが、接続会計で把握している原価の内訳は、設備区分別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。</p> <p>なお、今回の端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能等に係る接続料には、上昇しているものもあれば、低減しているものもありますが、上昇しているものについては、例えば端末回線伝送機能のうちメタルに係るものの場合、コスト削減は▲3%であるのに対し、回線数の減少は▲4%であるなど、基本的には、コスト削減を行っているものの、これを上回る回線数の減少があったことによるものです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 今回申請した接続料については、接続料規則に従い前年度のコスト及び需要に基づき適正に算定</p>	<p>において明らかにしており、接続料の妥当性について外部からの検証は可能と考えられる。</p> <p>なお、NTT 東西においては、引き続きコスト削減に努めることが望ましい。</p>
---	---	--

	<p>しております。</p> <p>また、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能等に係る接続料原価は接続会計で把握しておりますが、接続会計で把握している原価の内訳は、設備区分別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。</p> <p>なお、今回の端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能等に係る接続料には、上昇しているものもあれば、低減しているものもありますが、上昇しているものについては、例えば端末回線伝送機能のうちメタルに係るものの場合、コスト削減は▲2%であるのに対し、回線数の減少は▲5%であるなど、基本的には、コスト削減を行っているものの、これを上回る回線数の減少があったことによるものです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見4 近年、ドライカップの回線部分に係る接続料の上昇傾向が顕著であり、来年度以降も更にこの傾向が顕著になれば、ADSL料金及びドライカップ電話のコスト上昇に直結し、利用者に対し大きな影響を与えることとなることから、これを見越した激変緩和措置を講ずるべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 近年、ドライカップの回線部分にかかる接続料金の上昇傾向が顕著になってきています。この主な原因は、ドライカップを利用した回線数の減少にあると認識しますが、来年度以降でさらにこの傾向が顕著になれば、ADSL料金及びドライカップ電話のコスト上昇に直結し、それらの利用者に対して大きな影響を与える結果になることは明白と考えます。</p> <p>従いまして、大きな影響が出ることを見越した激変緩和策を講ずべきと考えます。</p> <p>例えば、費用算定における減価償却期間を長く設</p>	<p>○ イー・アクセス殿の意見に賛同します。</p> <p>接続料金と異なりユーザ料金は値上げ等を実施することは極めて困難です。従いまして料金の上昇を抑制する方策について検討していく必要があります。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 今回申請した接続料については、接続料規則に</p>	<p>○ 接続料原価は、接続会計により整理された管理部門の資産及び費用に基づき算定することとされており、その接続料は原価に照らし、公正妥当なものとなるよう設定する必要がある。</p> <p>近年、ドライカップ回線に係る接続料は上昇傾向にあるが、これは稼働回線数の減少が単金の上昇要因となっているものであり、メタル回線コストはむしろ毎年度低廉化傾向にあることから、意見にあるように接続料の上昇を抑制するために減価償却期間を意図的に長期化する等の激変</p>

<p>定するなどで、料金の上昇を抑制することが必要と考えます。</p> <p>※平成16年度から平成18年度のドライカップの回線部分にかかる接続料金の推移</p> <table border="1" data-bbox="147 331 801 531"> <thead> <tr> <th></th> <th>NTT東</th> <th>NTT西</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19年度</td> <td>1,216円</td> <td>1,294円</td> </tr> <tr> <td>H18年度</td> <td>1,204円</td> <td>1,254円</td> </tr> <tr> <td>H17年度</td> <td>1,205円</td> <td>1,241円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル9)</p>		NTT東	NTT西	H19年度	1,216円	1,294円	H18年度	1,204円	1,254円	H17年度	1,205円	1,241円	<p>従い前年度のコスト及び需要に基づき適正に算定しております。</p> <p>接続料は、ご利用いただいた設備にかかったコストを回収するものとして、実績の費用・需要に基づき算定することが基本であり、意図的に水準を抑制することは不相当であると考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>緩和措置は適正原価に基づく接続料設定の原則に反するものであり、適当ではないと考えられる。</p>
	NTT東	NTT西												
H19年度	1,216円	1,294円												
H18年度	1,204円	1,254円												
H17年度	1,205円	1,241円												
<p>意見5 ドライカップ回線コストの9割を占める「指定設備管理運営費」のうち、「施設保全費」「管理費」「共通費」「減価償却費」の各項目について、前年度実績額から増減理由や来年度以降の増減傾向等の情報を開示すべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>												
<p>○ ドライカップ回線のコストの約9割は「指定設備管理運営費」ですが、その内訳を見ると、例えば「管理費」が平成15年度以降毎年増加しているなど、項目によって増減の傾向が異なっており、接続料の妥当性を判断することが困難な状況です。</p> <p>そのため、「施設保全費」「管理費」「共通費」「減価償却費」の各項目について、前年度実績から額が増えた(又は減った)理由や来年度以降の増減傾向等の情報が開示される必要があります。例えば、費用の増減が配賦率の変更によるものである場合は、具体的な配賦基準・数値及び目的についても明らかにしていただきたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ ご意見に賛成します。</p> <p>ドライカップの接続料金は上昇傾向にあり、接続している事業者にとっての影響は少なくないと考えています。したがって、来年度以降の料金水準動向を把握するためにも「指定設備管理運営費」の内容に対する検証は重要であり、各項目の実績、傾向に関連する詳細な情報ならびに配賦基準等についても開示するべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ ドライカップ回線の接続料原価は接続会計で把握しておりますが、接続会計における原価の配賦方法は、接続会計処理手順書に記載するとともに、配賦結果である原価の内訳は、設備区分別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に詳細に記載し公表しており、それらの妥当</p>	<p>○ ドライカップ回線コストに係る指定設備管理運営費のうち、「施設保全費」「管理費」「共通費」「減価償却費」の各項目の増減理由はNTT東西の再意見に示されているとおりである。</p> <p>また、ドライカップ回線コストは、毎事業年度ごとに整理される接続会計の実績に基づくものであり、また、その接続料は当該接続会計の実績により再計算するものであるため、来年度以降の増減傾向等を定性的に把握することは困難と考えられる。</p> <p>なお、NTT東西においては、主要な接続料の増減理由等について、引き続き事業者説明会等において、できる限り明らかにするよう努めることが適当である。</p>												

	<p>性は十分検証可能であると考えております。</p> <p>なお、当社はコスト削減に継続的に取り組んできており、メタル設備に係るコスト総額は、基本的に毎年度低減しております。</p> <p>また、詳細科目ごとに見た場合、増減するケースもありますが、これは例えば、施設保全費であれば台風等自然災害による影響、管理費・共通費であれば支出額比で配賦しておりメタル設備とそれ以外の設備に係る施設保全費等の多少による影響、減価償却費であれば資産スリム化による一次的な増加及びその後の低減などによるものと考えられます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見6 公衆電話機能のコストの8割を占める「指定設備管理運営費」のうちの更に8割を占める「施設保全費」の内訳や業務委託の内容、関係会社間の取引がある場合には委託先の選定理由等について、詳細な情報を開示すべき。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 公衆電話機能のコストの約8割は「指定設備管理運営費」であり、更にその約8割が「施設保全費」となっていますが、施設保全費の内訳は開示されていません。また、例えば、NTT東・西が行政指導に基づいて報告した「第一種公衆電話の故障修理に係る施設保全費について」によれば、「平成14年度に業務の抜本的アウトソーシングと退職再雇用の仕組みを導入した」とありますが、具体的な内容については明らかになっていません。</p> <p>そのため、業務委託の内容や、関係会社間の取引がある場合には委託先の選定理由等について、より詳細な情報が開示される必要があります。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 公衆電話機能に係る接続料原価は接続会計で把握しておりますが、接続会計で把握している原価の内訳は、設備区分別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。</p> <p>なお、費用削減の取り組みについては、「第一種公衆電話の必要性和収支改善計画の取り組みについて」(平成18年6月30日)及び「第一種公衆電話の故障修理に係る施設保全費について」(平成19年3月29日)において総務省に報告し、現在その内容について取り組んでいるところです。</p> <p>また、平成14年度に実施した業務の抜本的なアウトソーシングについては、「NTT東西の構造改</p>	<p>○ 平成18年度にNTT東西が実施したアウトソーシング等による効率化施策の具体的内容については、平成18年11月21日付け情報通信審議会答申を踏まえ、平成19年8月31日付けでNTT東西から報告のあった「平成18年度に実施した経営効率化等の報告について」において明らかにされるとともに、第80回電気通信事業部会(平成19年9月20日)において、総務省から報告・公表されている。</p> <p>なお、業務委託の内容等については、考え方8に示したとおり、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書(平成19年10月)を踏まえ、まずは平成19年4月に開始する会計年度の接続会計報告書において、個別の社名と業務委託額を開示することが適当である。</p>

	<p>革の公表について」(平成13年11月22日)及び「NTT東日本グループの新たな業務運営形態等について」(平成14年4月24日)において、①設備保守・運営、故障修理等の業務を地域単位のアウトソーシング会社へ移行、②社員の6割程度をアウトソーシング会社へ移行、③51歳以上の社員に対しNTT東西を退職しアウトソーシング会社に再雇用する仕組みを導入、④再雇用者の賃金水準は地域別に▲15%～▲30%ダウン等の具体的な内容について公表しております。</p> <p>さらに、キャビネット公衆電話の清掃・料金収集は設置場所の管理者へ外部委託しており、効率化施策として公衆電話の利用額に連動させる仕組みを導入しております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見7 公衆電話発信機能が大幅な値上げとなっているため、施設保全費の削減等、継続的に効率化施策の実施状況を報告させることにより、一層の費用削減施策の検証を実施すべき。</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 公衆電話発信機能についてはNTSコストの移行を加味したとしても昨年度に引き続き大幅な値上げとなっております。第一種公衆電話の故障修理に係る施設保全費等の削減についてはNTT東西が行政指導に沿って、総務省に対して効率化施策の実施状況を報告しているところですが(平成19年3月29日「第一種公衆電話の収支改善計画の報告にあたり貴省(総務省)から検討することとされた事項の報告について」)、今後も継続的に効率化施策の実施状況の報告をおこなうことにより、一層の費用削減施策の検証を実施していくべきと考えます。</p>	<p>○ 公衆電話接続料の上昇については、コスト削減(▲16%)を行っているものの、これを上回るトラフィックの減少(▲23%)があったことによるものです。</p> <p>また、公衆電話接続料に係るコストは接続会計で把握しておりますが、接続会計で把握しているコストの内訳は、設備区分別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。</p> <p>さらに、費用削減の取り組みについては、「第一種公衆電話の必要性和収支改善計画の取り組みについて」(平成18年6月30日)及び「第一種公衆電話の故障修理に係る施設保全費について」</p>	<p>○ 考え方2に示したとおり、公衆電話機能に係る接続料については、上昇傾向にあるが、NTT東西の再意見にあるとおり、通話時間などのトラフィックの減少が単金の上昇要因となっているものであり、当該機能に係る接続料原価は、効率化等により毎年度低廉化傾向にある。</p> <p>しかし、第一種公衆電話に係るユニバーサルサービス制度の補てん対象額は、収入費用方式により算定されることから、その効率化は補てん対象額の多寡を直接左右する重要な要素となり得る。このため、平成18年11月21日付け情報通信審議会答申(情審通第100号)及び平成19年9月20日付け情報通信審議会答申(情審通第104号)を踏まえ、経営効率化による赤字額の縮</p>

公衆電話機能		単位:円、%					
		NTT東日本			NTT西日本		
		H18年度※	H19年度	H20年度	H18年度※	H19年度	H20年度
接続料水準 (3分あたり)	公衆電話発信機能	90.68	99.29	100.42	81.18	88.40	89.71
	うちNTSコスト見合い	2.02	3.47	4.61	2.21	3.94	5.26
	NTSコスト控除後	88.66	95.82	95.81	78.97	84.46	84.45
対前期 増減額	公衆電話発信機能	1.69	8.61	1.13	1.51	7.22	1.31
	うちNTSコスト見合い	0.02	1.45	1.14	0.01	1.73	1.32
	NTSコスト控除後	1.67	7.16	-0.01	1.50	5.49	-0.01
対前期 増減%	公衆電話発信機能	2%	9%	1%	2%	9%	1%
	うちNTSコスト見合い	1%	72%	33%	0%	78%	34%
	NTSコスト控除後	2%	8%	0%	2%	7%	0%

※平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間に適用するもの。
NTT東西「申請概要」資料より作成

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

(平成19年3月29日)において総務省に報告し、現在その内容について取り組んでいるところで

す。以上のことを勘案すれば、現時点、追加的な報告等を求める必要はないものと考えます。

(NTT東日本)

- 公衆電話接続料の上昇については、コスト削減(▲12%)を行っているものの、これを上回るトラヒックの減少(▲19%)があったことによるものです。また、公衆電話接続料に係るコストは接続会計で把握しておりますが、接続会計で把握しているコストの内訳は、設備区別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に詳細に記載し公表しており、十分検証可能なものとなっていると考えます。

さらに、費用削減の取り組みについては、「第一種公衆電話の必要性と収支改善計画の取り組みについて」(平成18年6月30日)及び「第一種公衆電話の故障修理に係る施設保全費について」(平成19年3月29日)において総務省に報告し、現在その内容について取り組んでいるところで

す。以上のことを勘案すれば、現時点、追加的な報告等を求める必要はないものと考えます。

(NTT市日本)

小や負担金抑制の観点からも、コスト削減に向けた更なる努力をすべきであり、今後も経営効率化に向けた取組が引き続き行われるべきことは当然のことである。

意見8 NTT東西が施設保全業務等をNTTグループ会社等へ業務委託する場合の業務委託費の適正性を確保し接続料原価の低減につなげるため、その適正性の確保について引き続き検討の上、早期に必要な措置を講じることを要望。

再意見8

考え方8

○ NTT東西が施設保全業務等をNTTグループ会社等

○ 左記意見の趣旨に賛同いたします。

○ 平成19年度及び平成20年度接続料原価の算

<p>へ業務委託する場合の業務委託費については接続料原価に含まれて回収されているところであり、その透明性、適正性や効率性の検証については「電気通信事業における会計制度の在り方について(2007年10月)」(電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書。以下「報告書」という。)において具体的な措置が提言されております。その中で「2007年4月に開始する会計年度の接続会計報告書において、個別の社名と業務委託額を開示することが適当である。なお業務委託の適正性は、その額を見ただけでは直ちに判断できない。・業務委託費の適正性を検証するためには、公正妥当と考えられるベンチマークが必要となるが、その設定プロセスやベンチマークの具体的な内容等については様々な議論があり得ることから、今後引き続き検討を深めることが適当と考えられる。」とあることから、NTT東西における業務委託費の適正性を確保し接続料原価の低減につなげるべく、本件について引き続き検討の上、早期に必要な措置を講じて頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>NTT東・西によるNTTグループ会社への業務委託の状況については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書の結論に基づき、2007年度の接続会計からNTT東・西の子会社等を対象として開示が義務付けられたところですが、本来であればNTT持株会社の連結対象会社である業務委託先についても、業務委託の内容を把握する必要があると考えます。</p> <p>そのため、会計制度の早期見直しの検討を進め、業務委託費の適正性を検証することが可能となるような情報の開示が行われるべきであると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 本ご意見は、今回の申請内容と直接関係するものではないと考えます。</p> <p>なお、子会社等との取引の明確化の扱いについては、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」において議論され、一定の整理が図られたものと認識しております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>定の基礎である平成18年度接続会計によれば、NTT東西ともに施設保全業務等に係る費用を大幅に削減しており、こうした施設保全費等の削減効果を接続料に適切に反映した結果、今回の接続料の改定では軒並み引き下げとなっている。</p> <p>なお、業務委託費の適正性等の検証については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書に示されているとおり、接続料算定の適正化に資する観点から、まずは平成19年4月に開始する会計年度の接続会計報告書において、個別の社名と業務委託額を開示することが適当であり、また、業務委託費の適正性の検証のためのベンチマーク等については、平成19年度接続会計報告書の開示情報を踏まえ、総務省において引き続き検討を深めることが適当である。</p>
<p>意見9 光ファイバに関するサービス別の回線管理運営費の単金は、NTT東西間で大きな乖離が生じている。その乖離要因について、NTT西日本は詳細な情報開示を行った上で業務効率性を検証すべき。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ 今回の申請において参考として提示された、サービス別の回線管理運営費において、光ファイバの単金に関しては、昨年度に続きNTT東西で依然として大きな乖離が生じております(昨年度はNTT東日本が278円、NTT西日本が655円で乖離額は377円、今回の申請ではNTT東日本が140円、NTT西日本は397円で乖離額は257円)。これについて平成18年度の実際費</p>	<p>○ ご意見に賛成します。</p> <p>H15～H18年度の4年間※にわたり高い費用水準であったNTT西の光ファイバの管理費用が、今回の申請において低減したことは、一定の評価に値すると思えます。</p> <p>しかしながら、依然としてNTT西はNTT東の約2.8倍と高く、同様な費用水準までには至っており</p>	<p>○ 光ファイバの回線管理運営費について、NTT東西間で生じている格差は、NTT西日本の業務効率性に起因するものではなく、NTT東西間で、契約者データベース管理(光ファイバ管理システム。当該回線管理運営費の原価の約9割を占める)について、業務効率化のために実施した機能拡充の仕様及び開発時期等が異なることによる</p>

<p>用方式に基づく接続料等の改定に係る接続約款変更案に対する意見等においては、「単金の東西格差については需要動向や業務運営等が会社間で異なることから一概に比較できないと考ますが、引き続き効率的な業務運営に努めていきます」(NTT西日本)との意見が寄せられてはおりますが、光ファイバ以外のサービスにおける回線管理運営費においてはNTT東西間で大きな乖離が生じていないことから、光ファイバに関する回線管理運営費についてNTT西日本に詳細な情報開示を行っていただいた上で業務効率性について検証する必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>ず、業務運営の効率化が不十分であると考えます。東西格差の乖離幅を縮小すべく、NTT西は詳細な情報開示を行っていただくことなどによって、よりいっそう効果的な業務効率化の進展状況を検証出来ると思えます。</p> <p>※H15年度実績:791円、H16年度実績:570円、H17年度実績:655円、H18年度実績:397円</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 単金の東西格差については、需要動向や業務運営等が会社間で異なることから一概には比較できないと考えます。</p> <p>光ファイバ回線管理運営費には、昨年の「平成18年度の実際費用方式に基づく接続料等の改定に係る接続約款変更案に対する意見等」(平成19年2月7日)で述べたとおり、需要増に伴う受付等のSO管理や設備選定にかかる費用の他、他事業者様からのご要望等を踏まえ、①お申し込みから光ファイバ提供までの期間短縮化、②工事予約日の即決化、③シェアドアクセスの本格対応等、業務を効率的に実施するためのシステム開発に伴う契約者DB管理等にかかる費用が含まれております。</p> <p>当社は効率的な業務運営に努めているところであり、サービス別の光ファイバ回線管理運営費は昨年度の655円から今年度は397円となり、対前年で▲258円という大幅な低減が図れたものと考えております。</p> <p>当社としては、今後も効率的な業務運営に努めていく考です。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>コスト差と稼働回線数の相違に起因しているものである。</p> <p>また、この点については、NTT西日本による事業者説明会及び網使用料算定根拠において既に明らかにされており、意見にあるように更なる情報開示を行う必要性はないと思えられる。</p>
---	--	---

意見10 貸倒損失の接続料原価への算入について、引き続き接続料原価への算入の事例が生じないよう企業努力が望まれる。	再意見10	考え方10
<p>○ 貸倒損失の接続料原価への算入について、接続料の債務不履行の問題は、原則的には、相互接続協定締結時等に当該事業者間で解決する性格のものと認識しているので、引き続き接続料原価への算入の事例が生じないような企業努力が望まれます。</p> <p>(アッカ・ネットワークス)</p>	<p>○ 接続料における貸倒れリスクについては、総務省による「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」(平成18年12月22日策定)を踏まえ、当社と相互接続する事業者様が接続料等債務の履行の担保措置を要する場合の取扱い等の債権保全措置について、当社接続約款の規定整備を行い(平成19年5月29日認可、同年6月1日実施)、適切なリスク管理に努めているところです。</p> <p>当社としては、今後も適切なリスク管理に努めていく考えですが、接続事業者様の経営に関するリスクを負うことはできないことから、貸倒損失が発生した場合は、接続料原価に算入し回収させていただきます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日情審通第36号)に示したとおり、NTT東西の管理部門が適切なリスク管理を行うことを前提として、それにもかかわらず発生する貸倒損失については、一般的な事業リスクとして接続料原価の一部に算入することが適当である。</p>
<p>意見11 料金回収手数料の算定方法について、料金回収に係る全体費用と全体需要から算出する現行の算定方法から、NTT東西が接続事業者の料金を回収することにより追加的に発生する増分費用に基づく算定方法に移行する等、抜本的見直しが必要。</p>	<p>再意見11</p>	<p>考え方11</p>
<p>○ NTT東西の料金回収手数料については、その原価は削減がなされている一方、トラヒックの減少により、昨年度に続き、今回の申請でも値上げされ、低廉化の限界が露呈しています。従いまして料金回収に係る全体費用と全体需要から算出する現行の算定方法から、NTT東西が接続事業者の料金を回収することにより追加的に発生する増分費用に基づく算定方法に移行する等、当該手数料の算定方法について抜本的見直しを行うことが必要と考えます。</p>	<p>○ 当社が接続事業者様の料金を請求・回収するためには、自らの料金を請求・回収する場合と同様に、通話毎のデータ蓄積・料金計算、請求金額の確定、請求・収納・回収といった業務が必要となります。</p> <p>そのため、これらに係るコストについて、当社請求書により料金請求等を行う事業者様(当社含む)の通信回数や請求内訳項目数等に応じて案分して計算することは合理的な方法と考えます。</p> <p>また、本ご意見に対しては、昨年の料金認可時</p>	<p>○ NTT東西の第一種指定電気通信設備利用部門(以下「利用部門」という。)と接続事業者との競争中立性を確保する観点から、意見にあるようなNTT東西が接続事業者の料金を回収することにより追加的に発生する増分費用に基づく算定方法を採用することは合理的とは言えず、全費用をNTT東西の利用部門と接続事業者が応分に負担する方法に合理性が認められる。</p>

<p>料金回収手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT東日本</td> <td>3.9%</td> <td>4.3%</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>NTT西日本</td> <td>4.0%</td> <td>4.3%</td> <td>4.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>各年度における「その他費用の算定根拠」(NTT東日本・NTT西日本)より作成</p> <p>※ 増分費用に基づく料金回収手数料の算定方法については、下記意見書を参照願います。ポータフォン株式会社意見書(平成16年5月17日付) http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040524_3_s5.pdf</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		H17年度	H18年度	H19年度	NTT東日本	3.9%	4.3%	4.5%	NTT西日本	4.0%	4.3%	4.4%	<p>における情報通信審議会の答申の中で、「NTT東西の第一種指定電気通信設備利用部門と接続事業者との競争中立性を確保する観点からは、意見にある増分費用に基づく算定方法ではなく、全費用をNTT東西を含む接続事業者が応分に負担する方法が適当である」との考えが示されております。</p> <p>なお、料金回収手数料は、本来、接続事業者様が実施するユーザ料金の請求・回収を、当社が代わりに実施する場合のコストを回収するものです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>																																	
	H17年度	H18年度	H19年度																																											
NTT東日本	3.9%	4.3%	4.5%																																											
NTT西日本	4.0%	4.3%	4.4%																																											
<p>意見12 料金回収手数料の原価のうち、NTT西日本における郵送料が大幅に上昇しており、NTT西日本において、詳細な情報を開示し、その原因を検証すべき。</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>																																												
<p>○ 料金回収手数料の原価のうち、NTT西日本における郵送料が大幅に上昇しております。NTT東日本は昨年度に比べ6%ほど減少しておりますが、NTT西日本では11%ほど増加しております。NTT西日本においては、より詳細な情報を開示していただきコストが上昇した原因を検証する必要があると考えます。</p> <p>料金回収手数料 原価 単位: 百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">NTT東日本</th> <th colspan="4">NTT西日本</th> </tr> <tr> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>増減(金額)</th> <th>増減(%)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>増減(金額)</th> <th>増減(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請求書作成・発送業務に係る費用</td> <td>15,206</td> <td>14,548</td> <td>-658</td> <td>-4%</td> <td>16,035</td> <td>16,902</td> <td>867</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>業務費用(人件費・物件費)</td> <td>6,812</td> <td>6,639</td> <td>-173</td> <td>-3%</td> <td>7,595</td> <td>7,507</td> <td>-88</td> <td>-1%</td> </tr> <tr> <td>郵送料</td> <td>8,394</td> <td>7,909</td> <td>-485</td> <td>-6%</td> <td>8,440</td> <td>9,395</td> <td>955</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table> <p>各年度における「その他費用の算定根拠」(NTT東日本・NTT西日本)より作成</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		NTT東日本				NTT西日本				H18	H19	増減(金額)	増減(%)	H18	H19	増減(金額)	増減(%)	請求書作成・発送業務に係る費用	15,206	14,548	-658	-4%	16,035	16,902	867	5%	業務費用(人件費・物件費)	6,812	6,639	-173	-3%	7,595	7,507	-88	-1%	郵送料	8,394	7,909	-485	-6%	8,440	9,395	955	11%	<p>○ 料金回収手数料の原価に含まれる郵送料については、郵送料総額を重量比により請求書(原価対象)と同封物(原価対象外)に案分した請求書分ですが、これが対前年で増加しているのは、同封物の重量が減少し相対的に請求書への案分額が増加したことによるものです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>○ 料金回収手数料の原価のうち、請求書送付に係る郵送料は、郵送料総額について請求書と同封物の重量比により案分して算出した請求書分に係る郵送料を計上したものである。</p> <p>今回、郵送料が大幅に上昇しているのは、同封物の重量が前年度比で約4割減少し、相対的に請求書への案分額が増加したことによるものであり、妥当なものと考えられる。</p>
		NTT東日本				NTT西日本																																								
	H18	H19	増減(金額)	増減(%)	H18	H19	増減(金額)	増減(%)																																						
請求書作成・発送業務に係る費用	15,206	14,548	-658	-4%	16,035	16,902	867	5%																																						
業務費用(人件費・物件費)	6,812	6,639	-173	-3%	7,595	7,507	-88	-1%																																						
郵送料	8,394	7,909	-485	-6%	8,440	9,395	955	11%																																						
<p>意見13 法定耐用年数経過の設備利用料について、NTT西日本はNTT東日本と同様、平成13年度設</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>																																												

<p>備に係る平成18年度分の負担額から、減価償却費相当を控除した設備使用料により精算を行うことが適当。</p>		
<p>○ 今年度から、法定耐用年数経過の設備使用料については、設備管理運営費相当から減価償却費相当を控除するとされていますが、2007年度分についてはNTT東西の間で適用対象時期が以下のように異なっている状況です。</p> <p>NTT東：平成13年度設備 NTT西：なし (平成13年度設備は、平成14年度設備と共に2008年度に適用)</p> <p>この差異は、設備使用料の再取得価格による算定方法の導入タイミングに起因しているものと考えますが、現にNTT西においても平成13年度設備は法定耐用年数が経過しているため、接続事業者にとっては、負担の適正性が損なわれていると考えます。</p> <p>したがって、NTT西においてもNTT東と同様に平成13年度設備にかかる2007年度分の負担額から、減価償却費相当を控除した設備使用料で精算を行うことが適切であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 接続事業者様にご負担頂いているコロケーションに係る設備使用料は、平成14年度より、それ以前から既にご利用の設備も含め、当該年度にコロケーションを利用開始したのものとして料金算定を実施しております。</p> <p>今回の算定方法の見直しにつきましては、上述の事実を踏まえた上で、接続事業者様の利用開始より法定耐用年数相当が経過した設備について減価償却費相当額を控除するものですが、平成19年度において法定耐用年数相当が経過し、本見直しの対象となる設備は存在しないものと認識しております。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>○ コロケーションに係る設備使用料については、接続事業者が接続している設備の実際の建設時期の個別把握やそれに応じた料金算定は困難であるため、接続事業者が設備を設置した年度に応じてビルごとに料金を算定する方法(設備単価の算定方法)をNTT東日本は平成13年度から、NTT西日本は平成14年度から、それぞれ導入しているところである。</p> <p>今回の法定耐用年数経過後の設備利用料の算定に当たっても、接続事業者がコロケーション設備を設置又は更改した時点をNTT東西の設備の構築時期とするとともに、その適用時期を設備単価の算定方法の導入年度以降のものとするには合理性が認められる。</p> <p>したがって、NTT西日本における法定耐用年数経過後の設備使用料算定については、平成20年度から適用することが適当である。</p>
<p>意見14 設備使用料の算定方法について、設備管理運営費相当から控除する減価償却費相当額の具体的な算出方法等の詳細な情報を開示すべき。</p>	<p>再意見14</p>	<p>考え方14</p>
<p>○ 設備管理運営費相当から減価償却費相当を控除するとされていますが、すでにNTT東西から提示頂いている「コロケーションに係る設備保管料及び設備使用料の平均増減率等」の資料だけでは適正性の確認が十分に出来ませんので、減価償却費相当額の具体的な算出方法など詳細について、接続事業者の開示される必要があると考えます。</p>	<p>○ コロケーションに係る設備使用料の具体的な算出方法につきましては、ご指摘の減価償却費相当額の算出方法を含め、現在申請中の接続約款に算出式を記載しているところであり、接続事業者様に既に開示させていただいております。</p> <p>また、コロケーションをご利用いただいている接続事業者様に対しては、すでに一部のエリアにおいては先行的に実施しているところですが、法定</p>	<p>○ 設備使用料の算定については、法定耐用年数相当経過後における減価償却費相当額の取扱いを含め、今回の接続約款の変更の認可申請において明らかにされている。</p> <p>また、法定耐用年数相当が経過する設備については、平成19年度の精算を実施する上で、ビルごと、設置年度ごと及び設備ごとに減価償却費相当の控除前後の設備使用料を接続事業者ごと</p>

<p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>耐用年数相当が経過する設備について、ビル毎、建設年度毎、設備毎に減価償却費相当の控除前後の設備使用料を提示させていただき考えであり、当該情報によって接続事業者様において適正性をご確認いただくことは可能であると考えております。</p> <p>(参考1) コロケーションに係る設備使用料の算出式 (現在申請中の接続約款 第3表 第1 通信用建物に係る負担額 1 算出式 (2) より) 設備使用料の年額料金 = (設備管理運営費相当 + 他人資本費用 + 自己資本費用 + 調整額 + 利益対応税) × (1 + 貸倒率) + スペース相当の対価</p> <p>(参考2) 法定耐用年数経過後における設備管理運営費相当の算出式 (現在申請中の接続約款 第3表 第1 通信用建物に係る負担額 1 算出式 (2) イ より) 設備管理運営費相当 = 当該設備の取得固定資産価額 × 類似設備の設備管理運営費比率</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>にNTT東西から示されており、これによりその適正性の検証は可能と考えられる。</p>
<p>意見15 コロケーション費用の遡及適用の廃止に伴う調整額の算定方法及び調整額の設備使用料への反映方法について、NTT東西においては、速やかに接続事業者に対して説明を行うべき。</p>	<p>再意見15</p>	<p>考え方15</p>
<p>○ 来年度以降、コロケーション費用についても、接続料金等と同様に、遡及適用は廃止する方針と確認しておりますが、具体的な調整額の算定方法及び調整額の設備使用料への反映方法については、明らかにされていない認識ですので、NTT東西においては、速やかに接続事業者に対して説明を行うべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 調整額の算定方法及び調整額の設備使用料への反映方法につきましては、接続料規則に則し、申請中の接続約款において算定式を記載しており、接続事業者様に対しても既に事業者説明会等においてご説明させていただいております。</p> <p>(参考1) コロケーションに係る設備使用料の算出式 (現在申請中の接続約款 第3表 第1 通信用建物に係る負担額 1 算出式 (2) より) 設備使用料の年額料金 = (設備管理運営費相当 + 他人資本費用 + 自己資本費用 + 調整額 + 利益対応税) × (1 + 貸倒率) + スペース相当の対価</p> <p>(参考2) 調整額の算出式 (現在申請中の接続約款 第1表 第2 網改造料 2 料金額 2-1 算出式 より) 調整額 = [当該設備の利用に係る事業年度の前々事業年度における設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税を合算したものに、2-3に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額] - [当該設備の利用に係る事業年度の前々事業年度に適用した年額料金]</p>	<p>○ コロケーション費用の遡及適用の廃止に伴う調整額の算定方法及び調整額の設備使用料への反映方法については、今回の接続約款の変更の認可申請において明らかにされており、また、既にNTT東西による事業者説明会等においても説明がなされている。</p>

	(NTT東日本、NTT西日本)	
意見16 一部の事務費と工事費が精算の対象として残されており、これら費用についても、事務処理上の稼動を軽減する観点から、網使用料と同様の扱いとし事後精算を廃止すべき。	再意見16	考え方16
<p>○ 今回の接続約款改定案において、実績原価方式に基づく網使用料の遡及精算及びタイムラグ精算が廃止されましたが、一部の事務費と工事費が精算の対象として残されております。</p> <p>網使用料に比較し絶対額としては小さいこれらの費用について、事後精算を廃止しても、事業者間の費用負担の公平性が大きく損なわれることはないと考えられることから、事務処理上の稼動を軽減する観点より、網使用料と同様の扱いとし事後精算を廃止すべきと考えます。</p> <p>(グローバルアクセス)</p>	<p>○ 『コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について 答申』(平成19年3月30日)の主旨を踏まえ、予見性確保と事後処理負担軽減の観点より、当社としても原則として事後精算を廃止する考えです。ただし、工事費及び事務費については、接続事業者様からのお申込等に起因して発生する料金であり、年度毎にご利用数等の偏在が発生するため、調整額として翌々年度料金へ算入するスキームを導入することにより事業者様間のご負担に不公平を生ずる可能性があることから、光信号分岐端末回線接続工事費、優先接続受付事務費等、一部の工事費及び事務費について、事後精算廃止の対象外とすることは合理的であると考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 工事費及び事務費(以下「工事費等」という。)の精算については、精算事務の負担軽減及び費用の予見性を確保するため、接続料に準じ、事後精算制度から事前に工事費等が確定する方式に移行することが望ましい。</p> <p>ただし、NTT東西の再意見にあるように、光信号分岐端末回線接続工事費のように年度をまたぐ接続事業者の利用の偏在が大きいものについては、費用負担の公平性が損なわれる可能性も考えられることから、これら一部の工事費等について精算制度を継続採用することに合理性は認められる。</p>
意見17 見直し後の β 値は従来通りの設定であり、事後精算制度の見直しはなされたにもかかわらず、自己資本利益率については検討の反映がみられない。このため、リスクフリーレートを適用することも含めて見直しの検討を行うことを要望。	再意見17	考え方17
<p>○ 今回の接続料算定においては、事後精算制度が廃止されましたが、自己資本報酬率の算定方法は変更されず、報酬率は上昇しています。これは、事後精算制度が廃止される場合には自己資本利益率の算定方法を変更する必要があるという、平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等にかかる接続ルールの整備について」の結論(※)が反映されていないものと考えます。</p>	<p>○ 左記意見の趣旨に賛同致します。</p> <p>特に、加入電話基本料及び第一種公衆電話については、ユニバーサルサービス制度による補填を受けていることから、リスクフリーレートの適用を含めた自己資本報酬率の算定方法の見直しの検討を行っていただくことを要望いたします。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 平成19年3月30日付け情報通信審議会答申(情審通第34号)において示したとおり、精算方法の変更は事業リスクに影響を与えることから、この点を踏まえ、自己資本利益率の見直しを行うことが必要であり、これまで自己資本利益率の算定に用いてきた現行のβ値(=0.6)は、必ずしも近年の通信市場における事業リスクの変化を十分に反映したものではない。このため、平成19</p>

<p>特に、加入電話及び第一種公衆電話については、ユニバーサルサービス制度による補填を受けているサービスであることから、一般消費財を提供している主要企業の自己資本利益率と同水準の報酬率を適用する現在の算定方法について、リスクフリーレートを適用することも含めて見直しの検討を行っていたことを要望いたします。</p> <p>※「コロケーションルールの見直し等にかかる接続ルールの整備について」P. 23より抜粋</p> <p>案③(前々年度実績に基づき算定した上で、適用年度との乖離分については次期接続料の原価に算入する案)によれば、毎年度の需要の増減結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなることから、管理部門のリスクは、現行方式に比して減少すると考えられる。</p> <p>したがって、案③を採用する場合には、リスクを勘案して設定する自己資本利益率の算定方法についても、この点を踏まえて変更する必要がある。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ β 値の見直しについては、情報通信審議会答申(平成19年6月21日情通審第68号)において、「本改正及び現時点における事業リスクを踏まえてβ値を見直し、その結果を根拠とともに総務省に報告することをNTT東西に求めるとともに、当該β値の適正性について、平成20年度接続料の認可に際し改めて検証すること」が示されていますが、結局、本変更申請案ではβ値の設定は従来通りとなっています。</p> <p>本件は、事後精算制度の見直しに伴っての課題と認識しており、事後精算制度の見直しは確実に履行されたにも関わらず、自己資本利益率については検討の反映がみられないのは、片手落ちの印象が拭えません。</p>	<p>○ KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見に賛同します。</p> <p>平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等にかかる接続ルールの整備について」や平成19年6月21日付け情報通信審議会答申(情通審第68号)において、精算方法の変更により管理部門のリスクは現行方式に比して減少することが考えられるため、自己資本利益率の算定方法についても見直す必要がある旨が取り纏められております。今回の申請ではこの点が反映されておりませんので、リスクフリーレート等のより低廉な自己資本利益率を適用していただきたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 自己資本利益率算定に適用するβ値については、事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入等を内容とする「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等」に関する情報通信審議会答申(平成19年6月21日)を踏まえ、今回見直しました。</p> <p>具体的には、接続料規則12条4項の規定に則り、当社と類似の事業を営んでいる主要各国通信企業の株式価格のβ値に基づき算定したところ、0.55~0.65となり、結果的に現行の0.6と乖離が僅少であったことから現行と同の0.6としているものです。</p> <p>一方、自己資本利益率が上昇(昨年3.89%、今回4.32%)しているのは、今回のβ値見直しによるものではなく、主要企業の自己資本利益率が上昇していること等によるものです。</p> <p>従って、β値については、改めて見直す必要は</p>	<p>年6月21日付け情報通信審議会答申(情通審第68号)において、自己資本利益率については、現時点における事業リスクを踏まえてβ値を見直し、その妥当性を検証することが適当との考え方を示したところである。</p> <p>一般に、接続料における自己資本利益率については、第一種指定電気通信設備への適切な投資とその安定的運営が確保される水準に設定すべきであり、具体的な利益率の値は、あくまでNTT東西の管理部門と類似する企業におけるリスク等を踏まえて算定することが適当である。</p> <p>この点、NTT東西は非上場会社であることから、今回、NTT東西から報告のあったβ値の見直しについては、コーポレート・ファイナンスの分野では類似企業のβ値に基づいて算定する手法が一般的であることを踏まえ、NTT東西の事業と類似の事業を営む主要各国通信企業の株式価格のβ値に基づき算定したものである。その算定結果については、中央値及び平均値いずれも現行のβ値からの乖離が僅少であることから、結果的に現行のβ値と同水準とするものであり、妥当なものと考えられる。</p> <p>なお、意見にあるとおり、今回見直しのあったβ値は、恒久的な値として捉えることは適当でなく、電気通信分野における市場構造等が大きく変化する場合など、適宜適切に見直しを行うことが適当と考えられる。</p> <p>また、リスクフリーレートの適用については、平成19年3月30日付け情報通信審議会答申に示したとおり、NTT東西の管理部門が設置した電気通信設備がNTT東西の利用部門を含む接続事業者により利用されなくなり不良資産化するリスクは残るため適当ではない。</p>
---	---	---

<p>リスクフリーレートの適用が困難であるとしても、引き続きの課題として、見直しの検討が行われることを強く要望します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>ないものと考えます。</p> <p>なお、ご意見にある、ユニバーサルサービス制度と今回の精算制度見直しに伴うβ値見直しとは関係ありませんが、ユニバーサルサービスで使用する設備に係る接続料についても、適正な資本コストの回収は必要であることから、リスクフリーレートを適用することは不相当であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 自己資本利益率算定に適用するβ値については、事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入等を内容とする「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等」に関する情報通信審議会答申(平成 19 年6月 21 日)を踏まえ、今回見直しました。</p> <p>具体的には、接続料規則12条4項の規定に則り、当社と類似の事業を営んでいる主要各国通信企業の株式価格のβ値に基づき算定したところ、0.61～0.72 となり、結果的に現行の 0.6 と乖離が僅少であったことから現行と同の 0.6 としているものです。</p> <p>一方、自己資本利益率が上昇(昨年 3.89%、今回 4.32%)しているのは、今回のβ値見直しによるものではなく、主要企業の自己資本利益率が上昇していること等によるものです。</p> <p>従って、β値については、改めて見直す必要はないものと考えます。</p> <p>なお、ご意見にある、ユニバーサルサービス制度と今回の精算制度見直しに伴うβ値見直しとは関係ありませんが、ユニバーサルサービスで使用する設備に係る接続料についても、適正な資本コストの回収は必要であることから、リスクフリーレートを適用することは不相当であると考えます。</p>	
--	--	--

	(NTT西日本)	
意見18 総務省が実施するスタックテストは、本年度からの新たな取組であり接続料の適正性を検証する施策として高く評価。引き続き、本施策を実施することを強く期待。	再意見18	考え方18
○ 総務省殿が実施するスタックテストについては、本年度からの新たな取組であり接続料の適正性を検証する施策として、当社としても高く評価しています。引き続き、本施策については、実施されることを強く期待します。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	-	-
意見19 Bフレッツのハイパーファミリータイプ(NTT東)とファミリータイプ(NTT西)においては、コスト算定方法の開示を要望。また、○×の検証結果の開示だけでなく、一層の情報開示を要望。	再意見19	考え方19
○ Bフレッツのハイパーファミリータイプ(NTT東)とファミリータイプ(NTT西)においては、コスト算定方法の開示を要望します。 特に分岐端末の収容率をどのように想定しているのかに関しては、接続料の適正性を検証するスタックテストの意義を考慮すると、実績ベースの収容率を利用してステップ1の検証が行われるべきと考えます。なお、その実績ベースでのステップ1の結果については、ステップ2において検証が行われ、所要の措置(接続約款変更命令等)の可否が判断されるものと理解しています。 ○×の検証結果の開示だけでなく、さらなる情報開示を要望します。たとえば、料金収入額、接続料金相当額ならびに営業費相当比率などは、可能な限り開示されるべきと考えます。	○ 「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成19年7月9日策定)では、当社の経営情報に該当する情報は公表しないことが定められております。 Bフレッツ・ハイパーファミリータイプといった個別のサービスに係る接続料相当、営業費比率などに係る算定方法や具体的数値は、当社の経営情報に該当することから、引き続き公表の対象とすべきでないと考えます。 また、設備の収容率(稼働率)については、当該ガイドラインの策定時に総務省より示された考え方において、「利用者料金の設定に用いた想定設備稼働率と実際の設備稼働率の比較検証は、接続料の水準とは直接関係がないことから、本検証において当該比較を行う必要性は認められない」との整理が図られております。	○ 昨年7月に策定・公表された「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」において、総務省が実施するスタックテストについては、新規に接続料が設定された機能や将来原価方式により算定された機能等を利用して提供されるサービスのうち、市場が拡大傾向にあるものを基本として検証することとされている。 当該検証結果には、設備当たりの収容ユーザー数等の営業情報が含まれるため、情報開示には一定の限界があるが、今回の検証結果では、これまで明らかにされなかったサービスメニューごとの検証結果の適否を○×で公表するとともに、パブリックコメント手続を実施しており、更なる情報開示等を図ったものとなっているところである。

(イー・アクセス、イー・モバイル)	(NTT東日本、NTT西日本)	
-------------------	-----------------	--